

道の駅「歌舞伎の里大鹿」

出荷登録会員 募集要項

1. 出荷登録会員の要件

- ・大鹿村とその近隣市町村在住者で駅長が認めた個人・団体
- ・農産物直売所の設置目的と「出荷登録・運営規約」を遵守してくださる方
- ・農産物直売所が開催する研修会や講習会に参加できる方

2. 出荷登録会員の登録料

- ・出荷登録会員として承認された後、下記の費用を納めていただきます。

登録料 3,000 円

年会費 0 円

3. 販売できる品目

- ・出荷者自らで栽培した農産物類、花類、苗類
他、駅長が許可した、採取した山菜、果実、花木等
- ・出荷者自ら養鶏した卵、採取した蜂蜜
- ・保健所の許可を受けた施設において、自ら製造した味噌、漬物、惣菜、菓子等の農産物加工品
- ・出荷者自らで栽培した農産物を主原料として、保健所の許可を受けた施設を有する他社に製造を委託した加工品
- ・出荷者自ら製作した陶芸、木工、手芸等の工芸品
- ・必要に応じて運営側が仕入れた農産物、林産物、農産物加工品等
- ・栽培履歴の提出や、農薬の適正利用を順守したもの
- ・その他運営上、特に必要と認めたもの

4. 販売方法

- ・農産物直売所が販売の委託を受ける「委託販売方式」とします。
- ・出荷登録会員は、品目ごとに市場価格、荷姿、量目等を考慮して出荷し、農産物直売所の指示に従って店内に陳列します。
- ・出荷登録会員は、農産物直売所の判断で品質不良品および鮮度低下品を撤去することや、陳列を修正して並べ替えることを認めるものとします。

5. 委託販売手数料

- ・農産物、花類、苗類、卵、蜂蜜等 販売価格の 15%
※農産物の栽培履歴検査費用として、販売価格の 1%をいただきます
- ・農産物加工品（味噌、漬物類、惣菜類、ジャム等） 販売価格の 20%
- ・冷蔵、冷凍利用の商品 販売価格の 25%
- ・工芸品、民芸品、手芸品 販売価格の 25%
- ・観光お土産品等は別途業者との調整により販売手数料を決定する。
- ・バーコードシールは農産物等普通サイズ 1 円／枚
加工品等 大サイズ 2 円／枚

6. 委託販売品の売上金精算

- ・委託販売品の売上金の精算は、POS レジ売上管理データを基に行うものとします。
- ・月締め処理回数は 1 回／月、月末締めとし、委託販売手数料(栽培履歴検査費用含め)、バーコードラベル代等の費用を控除の上、毎月 20 日に金融機関の口座へ振込みをもつて行うものとします。
- ・振込手数料は JA みなみ信州豊丘支所の口座への振込みは運営側負担、それ以外の口座への振込みは出荷登録会員側負担とします。

7. 販売価格

- ・販売価格は、出荷登録会員自らで決定するものとし、専用のバーコードラベルを添付して貼付して表示します。
- ・消費税の取扱いは、内税方式とします。

8. 商品の搬入、搬出、在庫管理の取扱い、売れ残り品

- ・基本搬入時間は原則午前 8 時 30 分から午前 10 時とします。
(上記以外の時間も可能)
- ・POS システム販売状況配信システムによりメール配信にて販売状況を報告します。
- ・直売所従業員は、商品の品質、鮮度を確認し、不適と判断した商品は、バックヤードに下げ、売れ残り商品等同様の取扱いとします。

9. PL 保険加入

- ・農産物出荷者は加入を推奨します。
- ・加工品出荷者は加入をお願いします。

10. 農産物の生産出荷（花類及び、苗類以外）

- ・農産物の出荷にあたっては農薬の適正利用を順守し、安全性、良品質、新鮮さに重点を置き、消費者に喜ばれる農産物づくりに努めるとともに、品目別の栽培履歴を出荷開始4日前までに道の駅へ提出しなければなりません。

栽培履歴に農薬の誤使用が発見されたときは、その品目は一切出荷できません。

- ・鮮度の低下しやすい農産物においては、袋に入れるなど鮮度管理に努め、珍しい品目で説明書きの必要なものには、POPを掲示するなどの工夫をお願いします。

- ・農産物は、法令で定める産地等を表示して販売しなければなりません。これらの表示は、バーコードラベル発行時に記載されています。

- ・出荷登録会員同士のトラブルを防ぐため、他会員の展示済みの商品を勝手に移動させることは厳禁とします。

11. 花類及び苗類の生産出荷

- ・出荷登録会員は、花類、苗類を出荷する場合、自身の栽培品を出荷しなければなりません。

- ・出荷した花類及び苗類の鮮度管理、水管理は、出荷者自身で配慮する。直売所が補助的に水管理を行う場合もありますが、それらの責任を負うものではありません。

- ・出荷登録会員同士のトラブルを防ぐため、他の会員の展示済み商品を移動させることは厳禁とします。

12. 加工品の製造出荷

- ・加工品は、保健所の許可を受けた施設で製造したもので、法律で定める表示をしたものしか販売できません。

※製造と表示は加工品の種類によって法律で細かく定められているので、必ず事前に保健所で確認してください。

- ・食品の表示は、法令に定める各種表示ラベルを出荷登録会員が責任をもって作成し、貼付するものとします。

- ・加工品の製造にあたっては、食品衛生管理に万全を期すとともに、製造者の責任においてその安全性に十分配慮すること。

13. 工芸品等の製造出荷

- ・管理に関して、出荷登録会員自らで配慮する。